

輸出物品販売場制度に関する消費税法改正等のお知らせ

免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

1 改正の概要

令和6年4月に消費税法の一部が改正され、輸出物品販売場（以下「免税店」といいます。）で消費税が免除された物品（以下「免税購入品」といいます。）であることを知りながら、当該物品を仕入れた場合、その仕入れに係る消費税額については、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされました。

【適用開始時期】令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用

2 仕入れ時に免税購入品と疑われる事例

次のような場合、仕入れる物品が免税購入品である可能性がありますので、ご注意ください。

【古物商等として買取りを行う場面】

- ・ 本人確認書類等から、日本に居住の事実がない非居住者からの買取りであると認められる場合
- ・ 本人確認書類として提示された書類の偽造が疑われる場合
- ・ 持ち込まれた物品に免税用のパッケージがされていた（又はされていた痕跡があった）場合
- ・ 同種同等の物品について、大量又は定期的に買取りを求められた場合
- ・ 買取時の確認の際、本人確認書類等を提示した本人ではなく、付添人が主導的に対応するなど、持込者が購入した（又は所持していた）物品でないことが疑われる場合
- ・ 高級物品の買取りを求められた場合において、持込者の様子などから当該高級物品の所有者であることに疑いがある場合

【卸売業者等からの仕入れの場面】

- ・ 仕入れの相手先と主にSNSでやり取り等している場合に、当該相手先が同一のアカウント名などでSNSにおいて免税品購入に関するアルバイト（いわゆる買い子）を募集しているなど、輸出物品販売場制度を不正利用していることが疑われる場合

3 免税購入品と疑われる事例への対応

免税購入品であると知りながら仕入れていたと認められた場合には、仕入税額控除が認められないこととなります。そのため、疑わしい物品の仕入れに当たっては、本人確認等を確実に行っていただき、また、物品の調達先など取引内容について仕入先に確認し、その記録を残すといった対応や、現金で買い取らず、本人の口座へ振込みするなどの対応を行う、場合によっては仕入れそのもの回避するといった対応を取ることが考えられます。

(注) 令和5年10月1日から開始した適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、古物商等の行う一定の取引については、適格請求書等の保存が不要（帳簿のみの保存）で仕入税額控除の適用を受けることができる特例（古物商等特例）が設けられていますが、免税購入品であることを知りながら行った課税仕入れについては、古物商等特例の適用の有無にかかわらず、仕入税額控除の適用を受けることができません。

お知らせ

○ 輸出物品販売場制度の見直しについて

多額・多量の免税購入品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入品を所持していない外国人旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不正利用は看過できない状況となっています。

このような実態を踏まえ、令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報（仮称）の保存を求める」とことされ、これにより、出国時に税関において免税購入品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す方向性が明示されました。

なお、具体的な制度の詳細については、令和7年度税制改正において結論を得ることとされています。